

## パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 案件名

ひらつか男女共同参画プラン 2024

## 2 案件の概要

平成 29 年に「ひらつか男女共同参画プラン 2017」を策定し、男女がともに活躍できる社会を実現するため、市民、事業所、地域、団体と市が力を合わせて様々な施策に取り組んできました。プランの策定から 7 年が経過し、社会情勢にも様々な変化が生じており、現行プランの進捗状況や令和 4 年に実施した市民意識調査の結果等を踏まえ、これまでの取組をさらに推進していくため、令和 6 年度を始期とする「ひらつか男女共同参画プラン 2024」を策定します。

## 3 募集概要

## (1) 意見の募集期間

令和 5 年 1 月 1 7 日 (金) ~ 令和 5 年 1 2 月 1 8 日 (月)

## (2) 意見の提出方法

持参、郵送、F A X、電子メール、e-kanagawa 電子申請システム

## 4 実施結果

## (1) 提出意見数

個人から	3	人	2 2	件
団体から	0	団体	0	件
合計	3		2 2	件

## (2) 意見内訳

項目	件数 (件)
計画全体	1
施策の体系	6
第 1 章 計画の策定にあたって	3
第 3 章 施策の展開	1 1
その他	1
合計	2 2

## (3) 意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの又は意見の趣旨が計画案等に沿ったもの	6
イ：参考	事業・取組を推進する上で参考とするもの	1 5
ウ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	1
合計		2 2

## 5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	計画全体	プランの本題に入る前の【市長からのあいさつ】に、男女共同参画社会基本法やジェンダー平等などの用語説明を載せてはどうか。	現在作成中ですが、【市長からのあいさつ】には詳細な内容までは載せず、第5章【資料編】において掲載予定です。	ア 反映
2	施策の体系	P 6 第1章2【計画の位置づけ】の前、及びP36 第3章【施策の展開】の前に載せてはどうか。また、後者には、基本方針、施策の方向、施策毎に該当するページ番号を記載してはどうか。	施策の体系は、プラン全体を示すものであるため冒頭に載せています。本市の男女共同参画施策について、全体像を捉えていただいた上で、個別の事業など詳細を御覧いただくという構成になっています。	イ 参考
3	施策の体系	P 1 【基本理念】 「誰もが互いにその人権を～」、「その個性と能力を～」と「その」が2つ出てくるが、どちらも要らないと思う。	男女共同参画社会基本法において、基本理念は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮すること～」と明記されています。本プランの基本理念においては、「その」を削除しても文脈に問題がないと思われるので、削除します。	ア 反映
4	施策の体系	P 1 【目標】 【基本理念】と同じ高さに位置し、大きく網掛けにしてはどうか。また、「誰もが活躍できる～」という表現は、現在困難を抱えている方にはつらく感じるのではと心配である。また、基本方針2に具体的に示されているので、目標として掲げる必要はないと思う。例えば「誰もが健康で安心安全に、自分らしく生きられる」など、より広くどなたにも受け入れられるような表現にしてはどうか。	【目標】は、【基本理念】の下位に位置付けられるため、一段低く載せています。また、「誰もが活躍できる～」は、「(性別に関わらず)誰もが活躍できる～」という意味であり、その目標を実現するために、【目標実現のための視点】は「固定的な性別役割分担意識の改革」としています。	イ 参考

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
5	施策の体系	<p>P 1 【目標実現のための視点】</p> <p>「固定的な性別役割分担意識の改革」ではなく、「慣習的な性別役割分担意識の改革」が適切ではないか。</p>	<p>「慣習的」は、従来から長年に渡り受け継がれてきたという意味があり、その結果、定着して固まったという意味が「固定的」となります。個人の能力とは関係なく、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」など性別を理由にして、男性だから、女性だからと役割を「固定的」に分ける考え方を改革していくことが目標実現のための視点であるため、「固定的な性別役割分担意識の改革」が適切であると考えます。また、当プランは、国が策定している第5次男女共同参画基本計画、及び神奈川県が策定しているかながわ男女共同参画推進プラン（第5次）を勘案して策定しますが、いずれの計画においても「固定的な性別役割分担意識」という文言を使用しています。</p>	イ 参考
6	施策の体系	<p>P 1 【目標実現のための視点】</p> <p>「固定的な性別役割分担意識」を具体的に分かりやすい表現にして欲しい。</p>	<p>個人の能力とは関係なく、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」など性別を理由にして、男性だから、女性だからと役割を固定的に分ける考え方を「固定的な性別役割分担意識」と言います。現在作成中の第5章【資料編】において、用語解説を載せる予定です。また、当プランは、国が策定している第5次男女共同参画基本計画、及び神奈川県が策定しているかながわ男女共同参画推進プラン（第5次）を勘案して策定しますが、いずれの計画においても「固定的な性別役割分担意識」という文言を使用しています。</p>	ア 反映
7	施策の体系	<p>P 1 【目標実現のための視点】</p> <p>上位にある【目標】が主で、それに対する従に当たるので、網掛けの大きな枠囲いではなく、文字を小さくし、位置を低くして丸括弧で囲ってはどうか。</p>	<p>【目標実現のための視点】は、各事業を実施していく上で重要な取組視点であるため、色付けの枠組みで囲い強調しています。</p>	イ 参考

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
8	第1章【計画の策定にあたって】	P 4 第1章1【計画の背景と趣旨】 (1)のジェンダー平等の説明について、「誰もが性別に関わりなく、人権が守られ、平等に機会が与えられること、また、多様な性を認め合うことも含まれています。」は、国連の定める解釈に基づき、「女性と女兒の人権が守られ、自立支援をして平等に機会が与えられるようにすることです。」に変えていただきたい。	御意見の「女性と女兒の人権が守られ、自立支援をして平等に機会が与えられるようにすることです。」は、「誰もが性別に関わりなく、人権が守られ、平等に機会が与えられること」に含まれていると考えます。	イ参考
9	第1章【計画の策定にあたって】	P 6 第1章2【計画の位置づけ】働き方改革関連法、改正育児休業法、困難女性支援法、LGBT理解増進法が位置付けられていないので位置づけていただきたい。	本プランは、男女共同参画社会基本法、DV防止法、女性活躍推進法の3法に基づき策定します。困難女性支援法は令和6年4月に施行されるため、令和9年度のプラン見直しの際に検討します。	イ参考
10	第1章【計画の策定にあたって】	P 6 第1章2【計画の位置づけ】関連計画が2つに区分されているのはなぜか。また、当プランがどのような法律、計画に基づいて進められているのか、図に示せば分かりやすいので、福祉、防災、まちづくりについても関連する計画名を挙げていただきたい。	関連計画は、本市総合計画の個別計画に位置付けられているものと、それ以外で区分しており、本プランと特に関連性の高いものを2つずつ載せています。また、本プランは、男女共同参画社会基本法、DV防止法、女性活躍推進法の3法に基づき策定します。 なお、6ページに記載している法律及び総合計画と本プランの関連図を二つに分けて、見やすくなるよう修正しました。	ア反映
11	第3章【施策の展開】	P38 基本方針1【意思決定過程におけるジェンダー平等の推進】 「性別に関わらず誰もが～」とあるが、看護師は圧倒的に女性が多く、この表現だと男性の看護師を差別することはいかがなのか、という意見も出てくるのではないかと。実際、看護していただく際、女性は女性の看護師さんに見ていただきたい。多角的な視点から見て配慮した表現にするとともに、具体的な内容にまで踏み込んだ政策を掲げていただきたい。	ジェンダー平等社会を実現するためには、性別に関わらず、誰もが対等な立場で社会の様々な分野における意思決定や政策・方針決定過程に参画することが重要と考えます。いただいた御意見については、今後、施策を推進していく上で参考にいたします。	イ参考

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
12	第3章【施策の展開】	<p>P41 基本方針2【様々な分野における女性の活躍推進】</p> <p>子育てをする女性にとって、仕事環境の配慮も大切だが、一番は経済的な安心感と、社会から離れて家に籠って子育てすることに負い目を感じたりすることのないよう、周りの意識改革も必要だと思う。</p>	<p>基本方針2は、女性が結婚や出産、育児などライフステージが変わっても、希望に応じて働き続けることを選択できるような様々な取組を行う施策となります。いただいた御意見については、今後、施策を推進していく上で参考いたします。</p>	イ参考
13	第3章【施策の展開】	<p>P47 施策の方向4【市の率先行動】</p> <p>市役所内に女性だけの部・課を設置して、女性・子ども・ジェンダー等の問題を取り扱い、職員一丸となって協働していく。また、柔軟な働き方を実践して、家族みんなが協力して子育てを行うなど、ジェンダー平等を率先して行う部署となつてはどうか。</p>	<p>ジェンダー平等社会を実現するためには、性別に関わらず、誰もが対等な立場で社会の様々な分野における意思決定や政策・方針決定過程に参画することが重要と考えます。また、市民の生活に直結した市政には、男女双方の視点が活かされることが必要であると考えます。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">関係課：行政総務課、職員課</p>	イ参考
14	第3章【施策の展開】	<p>P48 施策の方向5【男性の家事、育児、介護への参加の促進】</p> <p>男性の家事、育児、介護への参加意識は幼少時からのしつけが影響すると思われる。男性自らの働き方を見直す必要はなく、パートナーで互いを尊重し、「家族を守る」という意識を植え付けることが重要であると思う。</p>	<p>ジェンダー平等社会を実現するためには、長時間労働などの男性中心型労働慣行を見直し、ワーク・ライフ・バランスを図ることが必要であると考えます。施策13【男性自らの働き方の見直し】は、働き方を見直すのみならず、ワーク・ライフ・バランスを図るための意識啓発を行っていくことも含まれており、御意見のような意識付けの啓発も行います。</p>	ア反映
15	第3章【施策の展開】	<p>P48 施策の方向5【男性の家事、育児、介護への参加の促進】</p> <p>施策12【男性の家事、育児、介護参画の意識づくり】、施策13【男性自らの働き方の見直し】とあるが、男性は本当にそれを望んでおられるのでしょうか。一律に意識改革をするというより、個々の望みを尊重し合い、お互いに助け合う仕組みづくりを実施する方が良いと思う。</p>	<p>それぞれ家庭の環境や事情に応じて、男性が従来からの仕事中心の生き方を振り返り、育児や介護など家庭内の仕事について責任を分かち合うことができるよう、男性の育児、介護への参加を働きかけ、知識や技術の習得を支援し、男性自身の理解の促進や意識改革を図ることを狙いとしています。</p>	イ参考
16	第3章【施策の展開】	<p>P50 事業42【事業所向けイクボス認定制度の普及】</p> <p>イクボス制度において、休暇を取る従業員に、家族助け合いの論理・計画書を提出させてはどうか。</p>	<p>イクボス企業登録制度は、各事業所それぞれの企業理念や職場環境に応じて、代表者がイクボス宣言を行い、イクボスの意識を普及、啓発していくことが狙いとなります。御意見のような資料を提出していただくことは考えておりません。</p>	イ参考

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
17	第3章【施策の展開】	P52 施策の方向7【DVの根絶】 被害者に対する相談や支援はあるが、加害者を対象としたものがないのはなぜか。盛り込むべきではないか。	加害者を対象とした相談や支援は、神奈川県が実施しています。必要に応じて、当窓口を案内するとともに、引き続き周知します。	イ参考
18	第3章【施策の展開】	P53 施策18【DV防止のための啓発】 DV加害者の更生プログラムも入れていただきたい。	加害者を対象とした相談や支援は、神奈川県が実施しています。必要に応じて、当窓口を案内するとともに、引き続き周知します。	イ参考
19	第3章【施策の展開】	P57 事業81【学校教育における性教育、健康教育の実施】 義務教育で「時事」の授業を実施し、政治、経済、事件事故、犯罪などの真実を伝えて欲しい。	各小中学校において、性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるため、授業や学級活動において健康教育を計画的に実施していきます。いただいた御意見のような時事問題についても、効果的に学習指導に活用してまいります。 <b>関係課：教育指導課</b>	ア反映
20	第3章【施策の展開】	P57 事業86【行政サービスの充実】 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の価値観について検討してみてはどうか。	本市において、令和4年4月に導入した当制度は、近隣市町と自治体間連携を始めるなど、利用可能な行政サービスを拡充しています。いただいた御意見については、今後、施策を推進していく上で参考にいたします。	イ参考
21	第3章【施策の展開】	P57 施策22【セクシュアルマイノリティに関する理解の促進】 子どもへの教育はどの程度まで行うのか。慎重な表現で広報し、明確な理解度の基準を設けてはどうか。	事業81【学校教育における性教育、健康教育の実施】において、児童生徒に様々な健康教育を計画的に実施していく予定です。いただいた御意見については、今後、施策を推進していく上で参考にいたします。 <b>関係課：教育指導課</b>	イ参考
22	その他	概要版 基本方針4【心とからだを大切にする環境づくりの推進】 文末が「進めま」となっているが、「進めます」ではないか。	御意見のとおり、脱字であるため修正します。	ウその他

<お問い合わせ先>

平塚市市民部人権・男女共同参画課

電話：0463-21-9861

電子メール：danjo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

結果公表日

令和6年 月 日 ( )